

平成 23 年 11 月 14 日

## 障害福祉サービス等報酬改定に向けた重点要望事項【概要】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国身体障害者施設協議会  
会 長 日 野 博 愛

福祉・介護及び福祉分野に従事する看護の人材の確保の困難性、また、更なる処遇改善の必要性等を踏まえ、人材の確保に向けた施策の推進及び、給与水準の引き上げを可能とする報酬の見直し等の措置を引き続き講じていただきたい。

また、今後、各種の加算については、基本報酬に加算を盛り込むことを報酬改定の原則とし、更なる報酬水準の向上を図っていただきたい。

### 1. 日中活動事業の充実：生活介護事業等の報酬算定日数と報酬の見直し

障害者支援施設（旧法身体障害者療護施設）の実施する生活介護事業等は、常時必要とされる生命維持に関わる支援を土日等を問わず実施しており、報酬の算定日数については、施設入所支援同様「最大1ヵ月の日数」としていただきたい。また、この際の1日あたりの報酬単価については、現行の水準を維持していただきたい。

### 2. 施設入所支援の充実

施設入所支援においては、朝食・夕食時、就寝・起床時の介護のほか、入浴の介護提供等、生活上の様々な支援を行っていることを適切に評価し、報酬を引き上げていただきたい。また、円滑な地域移行等に向けた支援を行う観点から「区分4未満」対象者に係る報酬を引き上げていただきたい。

### 3. 障害者支援施設等における医療的ケア提供に係る機能強化

- 介護職員等が医療的ケアを実施した場合の報酬上の評価
- 日中活動事業における看護師の加配や常勤配置に対する報酬上の評価
- 夜間看護体制に係る報酬の抜本的改善

### 4. 地域における多様な住まいの選択肢（共同生活介護等）の拡充・支援体制強化

- 身体障害者の共同生活介護（ケアホーム）等の利用者実態を踏まえた人員配置基準・報酬の充実
- 共同生活介護（ケアホーム）等における居宅介護サービス利用の制度化
- 身体障害者の利用等を踏まえた整備補助、障害特性に応じた改修補助等の充実

### 5. 障害者自立支援対策臨時特例交付金における基金メニューの延長等

- 福祉・介護人材の処遇改善の基本報酬への反映又は積増・延長
- 通所によるサービス利用の保障：送迎経費等
- 事業者コスト対策の復活（冷暖房費等）

### 6. 障害者自立支援法の基準・報酬における経過的措置の一部恒久化、延長

- 食事提供体制加算の延長

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

主査 津田 弥太郎 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国身体障害者施設協議会  
会 長 日野 博 愛

## 障害福祉サービス等報酬改定に向けた重点要望事項

平成 25 年 8 月とされる障害者総合福祉法（仮称）の施行までの間においても、障害者自立支援法に基づく制度等については、常時介護や医療的ケアを必要とする障害者への支援を拡充する観点から、制度等の着実な充実・改善を図ることが必要です。また、これらの対応は新事業体系への移行を促進するものであると考えます。

そこで、当面の制度等の見直しについて、以下のとおり提案・要望します。

### 【重点要望事項の前提】

#### 1. 障害保健福祉予算の更なる拡充

障害者が本人の希望により、安心して生活施設での生活や地域での生活を継続できるように、税財源による障害保健福祉関係予算の更なる拡充を図っていただきたい。

#### 2. 障害者の所得保障の充実

障害者の所得保障について、障害基礎年金額の引き上げや年金未受給者への具体的な対応を含め具体的な施策を早期に講じていただきたい。

### 【重点要望事項】

福祉・介護及び福祉分野に従事する看護の人材の確保の困難性、また、更なる処遇改善の必要性等を踏まえ、人材の確保に向けた施策の推進及び、給与水準の引き上げを可能とする報酬の見直し等の措置を引き続き講じていただきたい。

また、今後、各種の加算については、基本報酬に加算を盛り込むことを報酬改定の原則とし、更なる報酬水準の向上を図っていただきたい。

#### 1. 日中活動事業の充実：生活介護事業等の報酬算定日数と報酬の見直し

障害者支援施設（旧法身体障害者療護施設）の実施する生活介護事業等は、常時必要とされる生命維持に関わる支援を土日等を問わず実施しており、報酬の算定日数については、施設入所支援同様「最大 1 ヶ月の日数」としていただきたい。また、この際の 1 日あたりの報酬単価については、現行の水準を維持していただきたい。

## 2. 施設入所支援の充実

施設入所支援においては、朝食・夕食時、就寝・起床時の介護のほか、入浴の介護提供等、生活上の様々な支援を行っていることを適切に評価し、報酬を引き上げていただきたい。また、円滑な地域移行等に向けた支援を行う観点から「区分4未満」対象者に係る報酬を引き上げていただきたい。

## 3. 障害者支援施設等における医療的ケア提供に係る機能強化

### ①介護職員等による医療的ケアの実施に係る法整備

障害者支援施設及び旧法支援施設といった生活の場において、医療的ケアを受けながら生活することを望む利用者に対応するため、厚生労働省「介護職員等によるたんの吸引等の制度の在り方に関する検討会」の成果を踏まえ、着実な制度化を図っていただきたい。

また、たんの吸引等の業務を行う者として都道府県に登録した事業所（施設）で、研修を修了した介護職員等が業務で実施可能な行為を行う場合の報酬上の評価及び、事故等に対する補償制度を検討していただきたい。

### ②障害者支援施設等における医療的ケア提供体制の充実

障害者支援施設等の医療的ケア提供機能の強化及び、介護職員と看護職員等の連携・協力による適切なケアの提供を促進する観点から、以下の事項を実現していただきたい。

- 介護職員等が医療的ケアを実施した場合の報酬上の評価
- 日中活動事業における看護師の加配や常勤配置に対する報酬上の評価
- 夜間看護体制に係る報酬の抜本的改善

## 4. 地域における多様な住まいの選択肢（共同生活介護等）の拡充・支援体制強化

地域における身体障害者等の多様な住まいの選択肢を拡充するとともに、支援体制を強化する観点から、以下の事項を実現していただきたい。

- 身体障害者の共同生活介護（ケアホーム）等の利用者実態を踏まえた人員配置基準・報酬の充実
- 共同生活介護（ケアホーム）等における居宅介護サービス利用の制度化
- 身体障害者の利用等を踏まえた整備補助、障害特性に応じた改修補助等の充実

## 5. 障害者自立支援対策臨時特例交付金における基金メニューの延長

平成23年度末までとされている基金メニューについて、利用者の希望、個々のメニューの利用状況や必要性を踏まえ、主に以下の事項を含め延長や制度化を図っていただきたい。

- 福祉・介護人材の処遇改善の基本報酬への反映又は積増・延長

平成24年度報酬改定の際に、交付金相当額を本体報酬に組み込むか、交付金の対象となる事業・職種等を拡充した上で基金事業として延長する等、実質的な担保を図っていただきたい。

- 通所によるサービス利用の保障：送迎経費等

生活介護事業等の日中活動サービスや短期入所について、旧法制度と同様に送迎加算を改めて創設していただきたい。

- 事業者コスト対策

冷暖房費等の地域の特性に応じた対応や報酬改定等にもなうシステム改修等への助成措置を引き続き講じていただきたい。

#### **6. 障害者自立支援法の基準・報酬における経過的措置の一部恒久化、延長**

障害者自立支援法の基準・報酬において平成 23 年末までの経過的措置とされている事項について一部恒久化、延長を図っていただきたい。

特に、栄養マネジメント加算における栄養士の要件、食事提供体制加算については、障害者総合福祉法（仮称）の完全施行までの間は、延長していただきたい。

# 障害者支援施設等における医療的ケア提供に係る機能強化

全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会

## 日中活動事業における看護師の加配や常勤配置に対する報酬上の評価

- 障害者支援施設等における医療的ケア提供機能の強化及び、介護職員と看護職員等の連携・協力による適切なケアの提供を促進する観点から、「日中活動事業における看護師の加配や常勤配置に対する報酬上の評価」を行っていただきたい。（身障協「障害福祉サービス等報酬改定に向けた重点要望事項」）

### <看護職員の常勤換算数>

調査名	平成22年度 身障協会員施設基礎調査結果		平成20年度 障害福祉サービス等経営実態調査結果			
施設種別	障害者支援施設	旧法支援施設 (旧法身体障害者療養施設等)	障害者支援施設	身体障害者施設 (入所施設)	知的障害者施設 (入所施設)	精神障害者施設 (入所施設)
看護職員 常勤換算数 (保健師、看護師、准看護師)	3.7人	3.5人	1.79人	2.72人	1.05人	0.08人

### <入所者全体に対する医療的ケアの必要な入所者数（実人数）の割合>

調査名		平成22年度 身障協会員施設基礎調査結果		障害者支援施設等入所施設におけるたんの吸引・経管栄養に対するニーズ (第1回介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会資料より)	
施設種別		障害者支援施設	旧法支援施設 (旧法身体障害者療養施設等)	障害者支援施設等	
たんの吸引	口腔内	4.5%	4.9%	1.1%(咽頭手前までの口腔内)	
	鼻腔内	2.1%	1.9%	0.6%(鼻腔)	
	気管カニューレ内	1.6%	1.8%	0.6%(咽喉より奥または気管切開)	
経管栄養	胃ろう	4.5%	8.8%	1.8%(胃ろうによる栄養管理)	
	経鼻	1.2%	1.4%	0.3%(経鼻経管栄養)	

◆平成22年度身障協会員施設基礎調査◆

調査対象:490施設

調査期間:平成22年11月12日～12月24日

回答数:420施設【回答率:85.7%】

(障害者支援施設267施設、旧法支援施設153施設)

<看護職員の常勤換算数>

○ 平成22年度身障協会員施設基礎調査より

・障害者支援施設

4. 新体系への移行の状況等

(6)人員配置の状況 ①人員配置と職員の勤務形態

常勤換算後の人数 看護職員3.7人(有効回答数211)

・旧法支援施設

1. 基本情報

(5)人員配置の状況 ①人員配置と職員の勤務形態

常勤換算後の人数 看護職員3.5人(有効回答数113)

○ 厚生労働省「平成20年障害福祉サービス等経営実態調査結果」

従業者数(常勤換算人数)	障害者支援施設	身体障害者施設(入所施設)	知的障害者施設(入所施設)	精神障害者施設(入所施設)
看護職員(保健師、看護師、准看護師)	1.79人	2.72人	1.05人	0.08人
(参考)1施設・事業所あたり定員	50.4名(日中活動系)	51.0名	55.9名	19.5名

(参考)データ算出等について②

<入所者全体に対する医療的ケアの必要な入所者数(実人数)の割合>

○ 平成22年度身障協会員施設基礎調査より

・障害者支援施設(247施設) N=15,839(入所者数「生活介護I」)

処置		割合(%)
吸引	口腔内	4.5
	鼻腔内	2.1
	気管カニューレ	1.6
経管栄養	胃ろう	4.5
	経鼻	1.2

「平成22年度身障協会員施設基礎調査」より

717(医療的ケアの必要な入所者数)÷15,839(入所者数)=0.0452≒0.045【4.5%】 (参考)施設数171  
 330(医療的ケアの必要な入所者数)÷15,839(入所者数)=0.0208≒0.021【2.2%】 (参考)施設数90  
 252(医療的ケアの必要な入所者数)÷15,839(入所者数)=0.0159≒0.016【1.6%】 (参考)施設数82  
 707(医療的ケアの必要な入所者数)÷15,839(入所者数)=0.0446≒0.045【4.5%】 (参考)施設数192  
 183(医療的ケアの必要な入所者数)÷15,839(入所者数)=0.0115≒0.012【1.2%】 (参考)施設数73

・旧法支援施設(143施設) N=7,466(入所者数)

処置		割合(%)
吸引	口腔内	4.9
	鼻腔内	1.9
	気管カニューレ	1.8
経管栄養	胃ろう	8.8
	経鼻	1.4

「平成22年度身障協会員施設基礎調査」より

363(医療的ケアの必要な入所者数)÷7,466(入所者数)=0.0486≒0.049【4.9%】 (参考)施設数86  
 144(医療的ケアの必要な入所者数)÷7,466(入所者数)=0.0192≒0.019【1.9%】 (参考)施設数42  
 132(医療的ケアの必要な入所者数)÷7,466(入所者数)=0.0176≒0.018【1.8%】 (参考)施設数39  
 659(医療的ケアの必要な入所者数)÷7,466(入所者数)=0.0882≒0.088【8.8%】 (参考)施設数112  
 107(医療的ケアの必要な入所者数)÷7,466(入所者数)=0.0143≒0.014【1.4%】 (参考)施設数31

○ 第1回介護職員等による端の吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会 資料3「介護現場等におけるたんの吸引等を巡る現状」p20より  
 障害者支援施設等入所施設におけるたんの吸引・経管栄養に対するニーズ

※内訳:障害者支援施設(387)、身体障害者更生施設(31)、身体障害者療護施設(190)、身体障害者入所授産施設(46)、知的障害者入所更生施設(433)、  
 知的障害者入所授産施設(69)、施設種別無回答(18)(複数種一体運営あり)

(回答のあった1170施設中 N=85,028(入所者数))

処置		割合(%)
吸引	咽頭手前までの口腔内	1.1
	鼻腔	0.6
	咽頭より奥または気管切開	0.6
胃ろう・経鼻経管栄養	胃ろうによる栄養管理1.8%	2.1
	経鼻経管栄養0.3%	

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「障害福祉サービスの質の向上を目指すための調査研究」より

896(医療的ケアの必要な入所者数)÷85,028(入所者数)=0.0105≒0.011【1.1%】 (参考)施設数219  
 523(医療的ケアの必要な入所者数)÷85,028(入所者数)=0.0061≒0.006【0.6%】 (参考)施設数149  
 483(医療的ケアの必要な入所者数)÷85,028(入所者数)=0.0056≒0.006【0.6%】 (参考)施設数149  
 1,508(医療的ケアの必要な入所者数)÷85,028(入所者数)=0.0177≒0.018【1.8%】 (参考)施設数283  
 226(医療的ケアの必要な入所者数)÷85,028(入所者数)=0.0026≒0.003【0.3%】 (参考)施設数87